

り多くの臨時職員の処遇改善につながる可能性が拡大したことも評価できるものと考えます。

また、延長保育や一時延長保育の充実や一時保育などの保護者の多様なニーズに対応したサービス向上も期待できるものと考えます。

一方で、正職員は、他の市直営施設に職種転換することなく保育業務を行うことになることは、ある意味では職員にも一定の配慮をしたものであり、評価できるものと考えます。

しかし、父母の会からは、既に要望書が出されており、予算総括質疑でも出されましたように、市としての説明がまだ十分ではなかったかと思えます。父母の皆さんが不安に思うことも理解できるところであります。ぜひ理解をいただく説明と話し合いを行いますよう、要望するものであります。

また、移管先である長井市福祉協議会は、福祉全般にわたり実績を有し、市からは常務理事として福祉事務所長が、事務局長も派遣職員であり、かつ市議会からも厚生常任委員長が理事としてついておられ、市とはさまざまな面で密接な関係にあることなどから、保育行政についても連携を密にして進めていただけるものと思えます。ただ、スムーズな移行をするためには、一定期間は市の人的支援も含めての支援が必要であり、父母の会の不安を払拭するためにも、万全を期する責務があると考えます。

最後に、今後も市直営の施設の民营化を段階的に進める計画とされていますが、長井市の保育行政をどのようにしていくのか、今後の保育基本計画を検討されることを強く要望し、賛成討論といたします。議員諸兄の賛同を賜りますようお願いいたします。

鈴木良雄議長 以上で、通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

厚生委員長の報告は、議案第73号は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

鈴木良雄議長 起立多数であります。

よって、議案第73号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

鈴木良雄議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長)

町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成16年第7回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件、請願3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月17日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め、開催しております。なお、請願の当該箇所につきましては、地元代表者、紹介議員立ち会いのもとに現地踏査し、請願審査につきましても、紹介議員の出席を求め審査いたしましたことを申し添えます。

初めに、議案第70号、長井市誘致企業基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

審査に当たり、商工観光課長からは、本議案は、指定誘致企業の立地に伴う経費を基金として延長して保管するため、長井市誘致企業基金条例の一部を改正するものであり、長井市誘致企業基金条例は、日鍛バルブ株式会社

に対し、当市より一たん交付した工場用地取得補てん補助金が返還されたことにより設置され、基金の管理規定により、同社進出の際に再び交付することとしているもので、このたびの改正は平成16年12月28日までとしている本条例の効力を日鍛バルブ株式会社からの進出繰延申し出があったことにより、平成18年12月28日までと改正するものとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、長井市出身の日鍛バルブ株式会社社員数は何人か、また、秦野工場付近の宅地化が進んでいるとのことであるが、その状況はどの程度かとの質疑がなされ、商工観光課長からは、長井市出身の社員は現在8名であり、また、取締役社長からは、秦野工業の老朽化や周辺の宅地化が進んだことなどにより、国内生産体制の再構築を長井市も視野に入れて検討中であると聞いているとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、工場の誘致は、メリットもあるが環境面に対する心配もあり、その調査が必要となるのではないか。また、会社では、バルブから歯車に切りかえて生産を行いたいとのこと聞いているが、現状はどうかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、環境に関する協定書も締結しており、問題はなっていないと思っているが、立地が決定となった段階では調査も必要と思われる。

さらに、生産品については、当初、歯車と聞いていたが、現段階でははっきりしていない。新製品の開発もあったので、当初とは違う製品となる可能性もあるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、日鍛バルブ株式会社と協定締結以来10年を経過し、誘致も大変厳しい状況と思われるが、同社が実際に市内に用地を取得していることや、目下同社の緊急課題となっている生産体制の再構築で、本

市が候補地として視野に入っているなど、依然として進出の可能性が認められる。したがって、同社進出により、本市製造業の多様性が強化されることや、就業機会の拡大としても期待できることから、本案には賛成であるとの意見がなされたところであります。

さらに委員からは、雇用確保の場や、地元の人を社員として送り出し誘致を願った経緯もあり、社員の方でぜひ長井に戻りたいと思っている方も多いため、早期に誘致できるよう、今後も市として積極的に働きかけてほしいとの意見がなされたところであります。

採決の結果、議案第70号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第13号、W T O 農業交渉及び東アジア各国とのF T A 交渉に関する請願について申し上げます。

本請願は、長井西置賜労農活動者会議議長、蒲生吉夫氏から提出されたものであります。本請願の趣旨とするところは、W T O 農業交渉においては、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給の向上により、各国の農林水産業が共生・共存できる貿易ルールを改めるよう、確固たる姿勢で臨むとともに、国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には応じないとともに、国内支持政策に関する適切な規律を確保すること、また東アジアとのF T A 交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減は、国内農業へ打撃を与え、W T O 農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから、行わないこととするとともに、W T O ・ F T A 交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者、市民の声を反映するよう、政府関係機関に意見書を提出するとともに、働きかけを求めるとするものであります。

質疑に入り、委員からは、請願提出団体の活

動内容等の質疑がなされ、紹介議員からは、農業の研究集会や研究会を行っている団体であり、毎年アジアの国々へ支援米を送っている団体であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、アメリカや農産物輸出国からは、上限関税の設定要望があると記載されているが何%かとの質疑がなされ、農林課長からは、アメリカとEU、日本では考えが違っている。アメリカは、全品目に関する関税の一律削減と上限設定を唱えており、EU、日本は、品目ごとに関税率を設定することを唱えている。WTOは、米のみだけでなく、そのほかの農産物も対象であり、日本は品目ごとの適正な関税をかけることを訴えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、市場アクセス、国内支持、輸出競争とは、どのようなことを意味するのかとの質疑がなされ、農林課長からは、市場アクセスとは、関税の引き下げなどを意味し、国内支持とは、助成合計量の目安でどのように引き下げるかを意味し、例えば日本、EUは段階的な削減を、アメリカは一気に一律削減を唱えている。輸出競争とは、輸出の規律をあらわし、日本、EUは削減を平均45%まで、アメリカは5年間で輸出の補助金をなくすことを唱えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、マスコミ報道では、来年12月に香港でWTO農業交渉が予定されているとあるが、最終ではないにしても節目となるのではないかと質疑がなされ、農林課長からは、日本、EU、アメリカの農業部門の交渉については、各国の事情により課題を先送りしている状況にあり、正念場の状況が続くと思われるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、工業製品の輸出自由化

のために、農業分野が大幅な譲歩を強いられているとあるが、工業と農業の輸出のバランスは、どの程度が望ましいかとの質疑がなされ、紹介議員からは、この記載事項は現状を言葉であらわしたものであり、工業と農業は共生することが大切と考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、全体としてはうなずけるが、問題は国際的なものであり、生産現場でのとらえ方はどのようにとらえているかとの質疑がなされ、農林課長からは、生産現場の声は、全国、県の農業委員会の会議においても決議がなされており、日本としては食料を守る立場から譲れないものは譲れないとする考えであり、米を含む重要品目の関税撤廃には応じられない。FTAにおいても、重要品目を設定しながら、柔軟に対処していくとの考えである。

さらに、農業委員会事務局長からは、全国農業委員会会長代表者集会における決議でも、非貿易的関心事項の枠組みの反映、十分な重要品目数の確保と上限関税率設定の阻止等関係国との連携強化等を決議したところであるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、農業委員会の会議でも決議されており、請願を採択し、閣僚会議にも反映させることが大切であり、進行中の今こそ声を上げることが大事であり、賛意を表するとの意見がなされたところであります。

また、委員からは、趣旨は理解できる部分もあるが、請願の内容が農業委員会の会議の決議とは違うと思われる。請願内容に具体性がなく、重要品目についても記載がない。FTAについても、具体性に欠けるとと思われる。現在、交渉されている事項でもあり、日本の提案を通すためにも、請願者と具体的な協議が必要であるとの意見がなされたところであ

ります。

さらに、委員からは、国益という大きな考えから言えば、判断を誤ることのないようにすべきであり、内容を再検討し判断するため、継続審査とすべきであるとの意見がなされたところでもあります。

採決の結果、本請願は、賛成多数により継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第14号、「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する請願について申し上げます。

本請願は、長井・西置賜労農活動者会議議長、蒲生吉夫氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、来年3月に策定される新たな「食料・農業・農村基本計画」は、今後の日本食料農業政策を大きく左右するものでありますが、先に出された中間論点整理では、最大の課題である食料自給率の向上にどのように結びつくか明確に示されておりません。基本計画の見直しに当たっては、これまでの規模拡大、効率化一辺倒から脱却し、食料自給率の引き上げ、担い手のあり方、新たな経営安定対策、農地制度のあり方、農業環境、資源保全政策の確立などに配慮し、食の安全、安定に結びつく施策を展開するよう、政府関係機関に意見書を提出するとともに、働きかけを求めるとするものであります。

質疑に入り、委員からは、農業環境支援制度の考え方と、具体的な国での検討状況についての質疑がなされ、紹介議員からは、環境保全の立場から出た施策であり、従来の手法に加え、農業者のみならず、地域住民の協力を得て、農業全体と環境との調和のとれた施策を展開することである。

さらに、農林課長からは、平成16年度から国ではモデル的に検討している段階であるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、担い手と認定農業者の条件についての質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、担い手とは将来の農業を担う方であり、認定農業者の条件としては、農業所得目標が400万円、就業時間が1,800時間程度の方が対象となるとの答弁を受けたところでもあります。

さらに、委員からは、農地を農地として活用できるとはどのようなことか、現在も農地は守られているし、農地は個人のものである。国で農地として活用できるよう定めるといふことなのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、農地は守られているが、規制緩和も行われており、優良農地を今後も残していくということであるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、構造特区でのリース方式による株式会社は、農地取得、農業参入については、本市ではすでにクリアしているし、国でも株式会社は土地の所有はできないにしても、借地としては認める方向にあるのではないかと。長井市に請願として提出する場合は、この項目は削除すべきではなかったとの質疑がなされ、紹介議員からは、意見書の部分では削除していただいても了とするとの答弁を受けたところでもあります。

さらに、委員からは、農業資源保全の共同とは何か。支援策は何をしてほしいのか、経営所得安定対策とはどのようなことかとの質疑がなされ、紹介議員からは、担い手や農業をしていない人とも共同して取り組むことに対する支援である。

また、農林課長からは、農業の多面的機能に集約されるな。長井市では農家と非農家が混住をしてきている状況にあり、土地改良財産の一体的整備に対する支援や、そのことにより農業と地域住民の安定対策をできるようにするものと思われ、具体例としては、水路等

が考えられるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、農地制度の戦前と戦後の基本的な違いはどこかとの質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、大きな違いは、戦前は小作者が多く、地主が主だったが、戦後は農地法により、自作の耕作者が主になったことだと思ふとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、この請願は、戦前のようになっている農地制度を見直せとの請願内容等を理解すればよいのかとの質問がなされ、農業委員会事務局長からは、農地は農地法等により耕作者主義で守られている。優良農地を守りながら、新たな土地利用についても対応しているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、中山間地直接支払制度の長井市の状況について質疑がなされ、農林課長からは、長井市では伊佐沢地区に7カ所、1団地、約11ヘクタールがあり、約240万円の補助を農業団体に行っている。ため池や中山間農地の畦畔整備に使われているし、そのために機械の導入等にも使用されているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、高齢化、離農等により、耕作地の放棄が進み、農業は切迫している状況にあり、米改革においても、大手の卸業者の販売等の拡大により、より顔の見える販売ルートの確保が大変重要となってきた。このような状況を考えたときに、この請願が一つの突破口として提出されることは大変意義のあることであり、賛意を表するとの意見がなされたところであります。

また、委員からは、将来の日本農業について重要な請願であり、趣旨は理解できるが、一部農政のあり方で、長井市としての現状に合わない部分や環境についても、具体的なもの

は示されていない。担い手やプロ農家についても審議中であり、もう少し審議する時間がほしいため、継続審査とすべきであるとの意見がなされたところであります。

さらに、委員からは、現在、親が子供に自信持って農業をやれとは言えない状況にある。外国とのかかわりで、基本計画は納得できるが、長井市の方針が出されていない状況にもある。目的は理解できるが、長井市の農業を今後どのようにするのかなどの審査が必要であり、継続審査とすべきであるとの意見がなされたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成多数により継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第15号、市道74号「森線」・239号「森ヶ沢線」の道路拡幅整備について申し上げます。

本請願は、森区長、井上今朝雄氏を代表とし、ほか23名の方の同意のもとに提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、当該市道は森地区の幹線道路としても最も重要な生活道路ですが、幅員も狭く、毎日の生活に大変苦勞している状況にあります。特に、冬季間の児童・生徒の登下校や災害や緊急時には車を避けるのも、車のすれ違いも困難となり、危険な状況となっているため、安全な通学路、生活道路としての現在の道路の拡幅整備を基本として、早期に整備をお願いしたいとするものです。

質疑に入り、委員からは、現地踏査した結果、森線については、堰までの間に残地が残されており、保護柵等の移動を行えば、拡幅も容易となると思われるが、保護柵等の移動は可能なのかとの質疑がなされ、建設課長からは、諏訪堰土地改良区の子承が得られれば、保護柵などの移動も可能となり、拡幅も容易となる。また、移動できれば、5メートルの幅員

も5.5メートル程度となり、車のすれ違いも可能となるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、今まで地元からの要望があったと思われるが、森線と森ヶ沢線の優位性を市としてどのように考えているのかとの質疑がなされ、建設課長からは、現在も機械除雪とロータリー車による除雪により、冬の通行の確保は可能と思われるが、見通しの悪いカーブの部分については、垣根の移転と地元の協力も必要である。また、2路線の優位性については、国道287号、バイパス工事に合わせ、全体計画の中で検討する気であると考えているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、このたびの請願の特徴は、森地区全戸の要望であるということであり、現地は幅員が狭く、事故や子供の通学時の危険性が大変多い路線である。諏訪壠土地改良区の上承を得れば、保護柵等の移動も可能とのことであり、国道287号バイパス工事とのかわりが、地元の協力を得ながら、全体計画の中で早急に地区の要望にこたえる必要があり、賛意を表するとの意見がなされたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

鈴木良雄議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 委員長に今かなり詳しく報告がありましたので、わかりましたが、請願第13号のW T O農業交渉及び東アジア各国とのF T A交渉に関する請願の中で、いわゆる継続というふうに言っていたその主なものが、私が今聞いた限りでは、具体的な品目などが書かれていないというふうなところが

聞き取れましたが、この継続の決定的な理由としては、あとほかに何だったのですか。ちょっと今、私、聞き取れなかったもので、それをお聞かせください。

鈴木良雄議長 町田産業・建設常任委員長。

町田義昭産業・建設常任委員長 請願理由につきましては、おおむね理解を示すと。しかしながら、請願内容については、1から5項目、あるいは1から6項目あったと思われますけれども、その一つ一つを精査したときに、非常に理解に苦しむ文言等があるというふうなことで、もう少し時間をかけて、理解を深めるために勉強しなければならないというふうなことが主であったと思います。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 請願第14号、食料・農業・農村基本計画の見直しに関する請願についてという、ここにおいても、今こういうふうに報告があったと思うのですね。審議の中で、環境などについて具体的なものがないというのと、あとは、こういう農業について、市の方針が出ていないからというように継続の理由のところ、私が聞いた中ではそういうふう聞いたのですが、市の方針が出ていないからどうかという問題ではもちろんないような気がするのですね。ここの部分については、来年の3月ごろ出される予定で、継続したら来年の3月なのですね、審議が。そういう意味では、極めて不採択に近い継続なのではないかなというふうに、今回討論の通告なんかしていないですから、意見は言いませんが、そういうふうなことなのでしょうかね。そこはどういうふうに委員長、どうですか。

鈴木良雄議長 町田産業・建設常任委員長。

町田義昭産業・建設常任委員長 誤解をなされては困りますけれども、やはりW T Oと同じように、こちらの請願に対しても願意はおおむねわかりますと。請願内容が詳細に明示さ

れておりますので、一つ一つ審議をしてしまうと、どうしてもこういう形になるような気がするというふうな感じであったなというふうに思います。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 すると継続になった決定的な理由というのは、いろいろ項目は挙げましたが、全体としてみれば、質疑が各項目において終了するまでに質疑ならなかったと、こういうふうなことなんでしょうかね。そこはどうですか。

鈴木良雄議長 町田産業・建設常任委員長。

町田義昭産業・建設常任委員長 いやいや、議論は十分にさせていただいたと思います。WTOにしても、食料問題にしても、たっぷり時間を費やしたと思いますので、その点は誤解のないようお願いしたいと思います。

鈴木良雄議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

+ 鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

それでは、日程第6、議案第70号から、日程第9、請願第15号までの以上4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第6、議案第70号、長井市誘致企業基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、請願第13号、WTO農業交渉および東アジア各国とのFTA交渉に関する

請願についての1件について、産業・建設委員長の報告は継続審査であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

鈴木良雄議長 起立多数であります。

よって、請願第13号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、請願第14号、「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する請願についての1件について、産業・建設委員長の報告は継続審査であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

鈴木良雄議長 起立多数であります。

よって、請願第14号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、請願第15号、市道74号「森線」・239号「森ヶ沢線」の道路拡幅整備についての1件について、産業・建設委員長の報告は採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第15号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

鈴木良雄議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

大沼 久委員長。

(大沼 久予算特別委員長登壇)

大沼 久予算特別委員長 今定例会において、